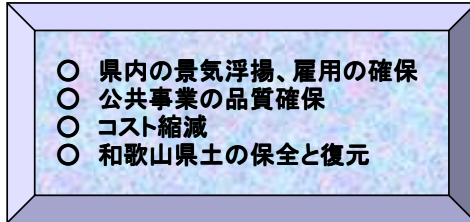


『けんさんびん登録制度』の概要

[平成23年4月1日改正]

1. 目的



2. 定義

○県産品建設資材

- ① 県内に主たる事務所を置き製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品
- ② 県内の工場で大部分の工程が施されている建設資材又は製品
- ③ 紀州材認証システムにより認定された「紀州材」
- ④ 県内で生産された素材が大部分を占める建設資材又は製品

○県産新工法

公共事業の実施にあたって品質の向上及びコスト縮減等、公共事業の改善に資する従来工法に替わる工法で、県内の建設業者等が中心となって開発したもの

○県土保全環境技術

和歌山県土の保全と復元を図り、自然環境共生に資する技術及び工法

- ① 県内の建設業者等が中心となって開発した技術及び工法
- ② 県産品建設資材を主材料とする技術及び工法
- ③ 紀州材を有効利用できる技術及び工法

○県産認定リサイクル製品

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例による認定を受けた県産認定リサイクル製品

3. 県の取り組み

① ホームページによる登録けんさんびんの公表

- ・ 設計業者や工事請負業者への登録けんさんびんの周知を図っています。

② 土木設計業務等共通仕様書への記載

- ・ 施設の基本計画・事業計画等において県産品の活用を積極的に検討しています。

③ 土木工事共通仕様書への記載

- ・ 工事発注時において、工事請負者に県産品資材や県内調達資材の優先使用に努めることを求めています。
そして、これらの資材の使用が出来ない場合は、その理由書（調達調書）の提出を義務付けています。

④ 工事成績評定での加点

- ・ 工事成績評定において県産品関係の中で、工事を受注された業者の皆さんにも県産品の優先使用していただくよう、下記①～③の項目に該当した場合に加点対象としています。

【項目】

- ① 仕様書明記の県産品をすべて使用
- ② 上記①の条件を満たした上で、明記していないものについて県産品を使用
- ③ 仕様書に県産品の明記が全くない場合に、県産品を使用した

- ※ 総合評価方式において、県産品等の積極利用を評価項目とし、過去の工事成績評定において、県産品の積極使用により加点評価された工事件数により評価しています。

⑤ 要支援けんさんびんの活用促進

- ・ 利用実績が無かった原因について調査し、活用の促進を検討します。